

生活環境部の「運営方針と目標」（平成 28 年度）

生活環境部長 大野 憲一

生活環境部調整担当部長 田口 智英

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした快適なコミュニティの形成や、NPO 等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興など、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

◇商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

◇消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課の4課で構成され、①市民活動の支援、協働の推進、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源（平成 28 年 4 月 1 日現在）

① 職員数

職員数

生活環境部職員 48 人

職員比率（正規職員）生活環境部 48 人／市職員 999 人 職員比率 約 4.8%

② 予算規模

予算規模

平成28年度生活環境部予算額

一般会計 4,185,902,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の振興

コミュニティを基調とした防災・環境・子育て等をはじめとする、市民生活と密接に関わりのある市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進します。また、これまでのコミュニティの醸成を基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方をめざすコミュニティ創生の取り組みを推進していきます。

芸術文化の振興については、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりをめざして、太宰治や山本有三をはじめとする三鷹ゆかりの文化人を顕彰するとともに、まち全体の活性化へとつながる協働型の芸術文化のまちづくりを推進します。

◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。これらの問題を解決するため「環境基本計画 2022 (第1次改定)」に掲げる「協働で取り組む3大プロジェクト」の施策を重点的に取り組んでいきます。

持続可能な都市の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大に取り組みます。また、リニューアルした「新エコタウン開発奨励制度」を推進することにより、環境配慮型住宅の建設や良好な景観づくりに取り組む開発事業を誘導し、地球温暖化防止対策とエネルギーの有効利用を進める地域を創造する等、環境負荷の少ないサステナブル都市の実現をめざします。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、国際規格である ISO14001 の規格改訂に対応し、環境マネジメントシステムの見直しを行います。

公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等の整備を進めるとともに、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者及びごみ減量等推進員と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

また、環境センターの跡地の利活用については、循環型社会の推進に向けた施設概要を確定するほか、それ以外の跡地の利活用方法を検討し、方針を決定します。

いわゆる「ごみ屋敷」を解消し、地域の生活環境を保全するための組織体制を整備するとともに、居住者への支援策の検討を行います。

◇産業振興と生活者支援の推進

「産業振興計画 2022 (第1次改定)」に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で、SOHO やものづくり産業を含めた価値創造都市型産業の振興を図るとともに、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、賑わいの創造を推進します。なお、今後予定される大規模な土地利用転換については、関係部署と連携して効果的な施策を検討します。また、「農業振興計画 2022 (第2次改定)」に基づき、農業者、市民、市が

協働で農地の保全と利用の推進、魅力ある都市農業の育成、市民とのふれあいの場の提供などの施策を通じて、「農のあるまちづくり」の推進を図ります。

また、昨今の景況は上向きつつあるといわれているものの、足元の景気動向はまだ不安定であること等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、雇用確保や就労支援にも努めます。さらに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に推進するとともに、ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実を図るため、引き続き、消費者被害防止キャンペーンの実施に加え、市内公立小学校全 15 校の 5 年生を対象とした出前授業や地域包括支援センター等への出前講座を実施します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 コミュニティ創生の推進（コミュニティ文化課）

平成 23 年度の「コミュニティ創生研究会」の研究報告及び平成 24 年度以降のコミュニティ創生検討プロジェクト・チームによる報告を踏まえ、住民同士の支え合いによる新たな「共助」と「協働」により、地域の多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みについて、プロジェクト・チームを再編して調査・検討していきます。

また、コミュニティ創生における関係部署間の連携強化を図り、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現に必要な具体的方策について研究するとともに新たな事業の展開についても検討します。

「がんばる地域応援プロジェクト」を活用して、町会などの地縁型組織と NPO などのテーマ型組織との連携による新たな協働関係の創出や、町会・自治会の未組織地域における地域自治組織の結成を支援するなど新たなコミュニティの創生へとつながる取り組みを進めます。

さらに、住民協議会が実施する多世代交流の取り組みを支援するとともに、7 つの住民協議会の協力により取り組まれている「住民協議会の在り方検討委員会」とも引き続き連携しながら、協働によるコミュニティ創生に取り組みます。

【目標指標】

- ・地域の活性化に向けた課題解決策の検討による、コミュニティ創生の推進
- ・多様な団体の協働による地域課題解決の推進
- ・多世代交流の取り組みを広め、地域における活動に厚みをもたせた、活性化と継続化の推進

2 観光に関する基本方針（仮称）の策定（生活経済課）

「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、フィルムコミッション事業やホームページ、SNS などによる三鷹の魅力の発信や、市内の集客施設、イベント、産業、文化など様々な観光資源の活用、市立アニメーション美術館への来訪や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に三鷹を訪れる外国人との交流を活用したまちの賑わいづくりなど、市民との協働による観光まちづくりの指針となる、「観光に関する基本方針（仮称）」を策定します。

なお、策定に当たっては庁内外の委員で構成される検討委員会を組織します。

【目標指標】

- ・「観光に関する基本方針（仮称）」の策定（平成 29 年 3 月）

3 都市農業の推進及び農地保全の取り組み（生活経済課）

「農のあるまちづくり」を推進するため、新鮮な農産物の供給をはじめ、緑と空間の創出、市内産農産物活用の地産地消の推進、災害時等の避難場所確保等、多面的な機能を有する都市農地の保全と活用に向けた都市農業の振興に取り組むとともに、ハウスなどの農業用施設の設置への支援を行います。また、東京都と連携しながら、国家戦略特区導入の検討・指定等に取り組めます。

【目標指標】

- ・優良農地育成事業補助 12 件
- ・農業用施設設置補助 6 件
- ・国家戦略特区導入に向けた検討等

4 ものづくり産業等の集積・強化及び都市型産業誘致の推進（生活経済課）

東京都の「ものづくり産業集積強化支援事業」及び「都内ものづくり企業立地継続支援事業」の補助金を活用し、市内事業者の移転に係る費用の補助、周辺環境と調和を図るための工事に係る費用の補助を行う他、国の「地方創生加速化交付金」も活用し、三鷹産業プラザ内のファブスペース（ものづくりを核としたコミュニティづくりスペース）について、多様な働き方を支援するための整備・運営を進めます。また、日本無線株式会社三鷹製作所の跡地における市内事業者の操業支援に向けて関係部署と連携して取り組みを進めます。さらに、「三鷹市都市型産業誘致条例」の周知活動や金融機関及び不動産事業者などとのネットワークを強化し、市内の土地情報や空き事務所情報等の共有を進めるなど、制度の利活用の促進に向けた検討を行い、市内への優良企業の誘致を推進します。

SOHO 事業者に対する支援としては、ミタカフェ（コワーキングスペース）の運営など引き続き一体的に支援をしていきます。

【目標指標】

- ・東京都の補助事業を活用した市内事業者の操業継続に向けた支援の推進
- ・都市型産業誘致条例の PR を強化し、市内への優良企業の誘致を推進

5 環境センター跡地の利活用の検討（ごみ対策課）

循環型社会形成推進交付金対象施設については施設概要を確定し、地域計画の改定を行います。それ以外の環境センターの跡地の利活用については、平成 27 年度に設置した「環境センター跡地利活用検討推進チーム」において、具体的な利活用方法について継続して検討を行うとともに、地元関係者などの意見を聞きながら方針を決定します。

旧施設については解体設計を行うとともに、土壌汚染対策法、東京都環境確保条例に基づく土壌調査を行います。

【目標指標】

- ・交付金対象施設の概要を決定し、地域計画を改定
- ・交付金対象施設以外の環境センター跡地について、利活用方針を決定
- ・土壌調査及び旧施設解体・土壌対策設計

6 山本有三記念館改修工事に向けた詳細調査・設計の実施（コミュニティ文化課）

平成 8 年に開館した山本有三記念館は、平成 28 年度に築後 90 年を迎えるものと推定され、煙突外壁レンガが剥落するなど、施設の老朽化が進んでいます。そこで、来館者の安全を確保するとともに市の重要な有形文化財として未永く保存活用を図っていくため、平成 27 年度に実施した建物の構造や損傷度等に係る基礎

調査の結果を基に、改修工事に向けた詳細調査及び実施設計を実施します。

【目標指標】

- ・詳細調査、実施設計の実施

- 7 太宰治寄託資料の特別公開など文学のまちづくりの推進（コミュニティ文化課）
平成 27 年度に引き続き、太宰治の遺族（津島家）から寄託された重要資料について、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働により展示会を開催するとともに、太宰の描いた貴重な絵画をテーマにした講演会を実施します。
また、都立井の頭恩賜公園の 100 周年事業と連携し、新たに文学展示室等の設置について検討を行います。

【目標指標】

- ・展示会及び講演会の実施、文学展示室等の設置検討による、「文化の薫り高い三鷹」をめざした芸術・文化のまちづくりの推進

- 8 「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた事業の実施及び研究の推進

（環境政策課）

平成 24 年度にサステナブル都市政策検討チームを設置し「サステナブル都市三鷹」の実現に向けサステナブル政策事業の検討と研究を行い、平成 25 年度は「エコタウン開発奨励制度」、平成 26 年度は「市民の防災意識向上のための備蓄食料品の有効活用事業」、平成 27 年度は「まちなかグリーンベルト創出事業」「スマートコミュニティ推進のためのサイクルシェア事業」「再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業」の 5 つを事業化しました。

平成 28 年度は、平成 27 年度からの継続検討事業の「市民協働型グローバル観光推進事業」の事業化を含めた検討と「三鷹市における次世代エネルギーの活用に向けた政策研究」における次世代エネルギーの具体的な活用方法について更なる研究を進めます。新たなサステナブル政策事業については、サステナブル都市政策検討チームからの提案を受け検討を進めます。

平成 27 年度に見直しを行った「新エコタウン開発奨励制度」の PR を積極的に行い、エコ住宅の建設を誘導し、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用と良好な景観を創出する高環境なまちづくりを進め、サステナブル都市の実現をめざします。

【目標指標】

- ・サステナブル政策事業の検討
- ・新エコタウン開発奨励制度の推進による、持続可能な都市の推進

- 9 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討（ごみ対策課）

家屋や敷地内にごみ等をため込み、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣住民の生活環境に大きな影響を及ぼすため社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」解消のためには、多様な側面からの検討が必要です。福祉・保健・医療も包含した総合力のある組織体制が必要であることから、部課長による庁内対策会議を設置し、対応する部署を調整するとともに、居住者への経済的支援策等の検討を行います。また、庁内対策会議の決定を受け、各ごみ屋敷の案件ごとにカンファレンス（関係部署が役割を分担し、適切なサービスの提供及び指導を行うための会議）による対応を行います。

【目標指標】

- ・ごみ屋敷の案件ごとの対応による、衛生的な家屋管理の促進

10 井口コミュニティ・センター耐震補強の実施（コミュニティ文化課）

全国に先駆けて整備されてきたコミュニティ・センターは、コミュニティ活動の拠点であると同時に、災害時の避難所や地域の防災活動の重要な拠点ともなっています。このうち、新耐震基準導入以前に建設された井口コミュニティ・センター（昭和 54 年築）について、平成 27 年度に実施した耐震診断及びその結果を踏まえた設計に基づき、本館の一部と体育館の耐震補強工事を実施することで災害に強いまちづくりを推進します。

【目標指標】

- ・耐震補強工事の実施による、来館者の安全確保

11 買物環境の整備（生活経済課）

買物支援モデル事業を引き続き実施します。実施に際しては、市や関係団体で構成した買物支援事業本部の支援の下、公募等によって選定された協議会（商店会単位）が各地域の特性にあわせて検討した事業を行います。また、商店主が地域の住民に自らの技術や知識などを講義し、地元の消費者との密接した関係を築く事業などを検討します。

【目標指標】

- ・買物環境の整備を通じた、地域商店会の活性化と消費者の利便性の向上